

千葉県価格高騰重点支援給付金（令和6年度非課税化世帯等）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、「低所得者支援及び定額減税補足給付金」のひとつとして、令和6年度から新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となった世帯（以下、「住民税非課税世帯等」という。）に対して1世帯当たり10万円を目安に支援を行う旨が盛り込まれたこと、また低所得者の子育て世帯に対しては18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に出生した者。以下同じ。）1人当たり5万円を加算して給付する（以下、「こども加算」という。）旨が盛り込まれたことを踏まえ、千葉県価格高騰重点支援給付金（以下「重点支援給付金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 重点支援給付金は、前条の目的を達するために、千葉県によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 重点支援給付金の支給対象者は、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次項の第1号から第5号に規定する世帯の世帯主とする。

2 次の各号に定める世帯を、令和6年度分の住民税非課税世帯等とする。

（1）基準日において、本市の住民基本台帳に登録されており、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者（市町村民税課税となる所得がないことにより未申告である者及び市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を令和6年度当初から免除された者を含む。以下「非課税者」という。）である世帯

（2）基準日において、本市の住民基本台帳に登録されており、地方税法の規定

による令和6年度分の市町村民税均等割が課されており令和6年度分の個人の市町村民税の特別税額控除前の所得割額が課されていない者及び市町村の条例で定めるところにより市町村民税所得割を令和6年度当初から免除された者（以下「均等割のみ課税者」という。）のみの世帯又は均等割のみ課税者及び均等割が課されていない者（市町村民税課税となる所得がないことにより未申告である者及び市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を令和6年度当初から免除された者を含む。）のみの世帯

(3) 第5条第2項の各号に規定する特別な配慮を要する者であつて、非課税者又は均等割のみ課税者である世帯

(4) 申請時点において世帯員として18歳以下の児童を含む世帯であつて、基準日の翌日から令和6年9月30日までに、離婚を事由として、第1号に該当する世帯から転居又は世帯分離したことにより、基準日時点の世帯主を含まないこととなった世帯

(5) その他市長が特に認める世帯

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に定める世帯は支給要件を満たさないものとする。

(1) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用を届出た者を含む世帯

(3) 既に千葉市価格高騰重点支援給付金（令和5年度非課税世帯）、千葉市価格高騰重点支援給付金（令和5年度均等割のみ課税世帯）又はその他の市町村において実施された同趣旨の給付金の支給を受けた世帯（給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

4 18歳以下の児童のうち、こども加算の算定対象となる者については、次の各号に定めるところによる。

(1) 第2項に規定する世帯に属する世帯員であつて、令和6年9月30日までに出生した者

(2) その他、第2項に規定する世帯の世帯主と生計を同一にしていると市長が特に認める者

(支給額)

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する重点支援給付金の金額は1世帯あたり10万円とし、こども加算については18歳以下の児童1人あたり5万円とする。

(受給権者)

第5条 重点支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を受給権者とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する者であって、かつ、イに掲げる要件を満たしており、その旨を本市に申し出たもの（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市の住民基本台帳に記録されていない場合であっても、当該申出者の重点支援給付金については、本市における申請・受給権者とする。

(ア) 申出者が配偶者からの暴力等を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者及び当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市の住民基本台帳に記録されていない者である場合

(イ) 申出者が親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

イ 申出者の満たすべき一定の要件

申出者の満たすべき一定の要件は、申出者の住居が本市にあり、かつ次

の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(ア) 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。

(イ) 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。))が発行されていること。

上記のほか、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)による千葉県価格高騰重点支援給付金用DV等被害申出受理確認書(別紙様式1)が発行されていること、又は本市こども家庭支援課においてDV等を理由に避難している者として確認できた者であること。

(ウ) 基準日の翌日以降に実際に居住している市町村の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

なお、女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接近禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

(2) 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下のアからカまでのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及びカにおける母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。))については、本市における申請・受給権者とする。

ア 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童。ただし、保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。イにおいて同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。

イ 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童。ただし、当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。

ウ 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童。ただし、2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。

エ 生活保護法第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童。ただし、2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保

護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。

オ 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等。ただし、2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。

カ 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者。ただし、2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。

(3) 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次のア又はイのいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における申請・受給権者とする。また、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から保護課（非課税世帯等給付金推進室）に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者も同様とする。

ア 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）。ただし、2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。

イ 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者。ただし、2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。

(4) ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市の住民基本台帳に記録されたときは、本市における申請・受給権者とする。

(5) 無戸籍者の取扱い

現にいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における申請・受給権者とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 重点支援給付金の支給を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、千葉県価格高騰重点支援給付金(令和6年度非課税化等)確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)の提出又は千葉県価格高騰重点支援給付金(令和6年度非課税化等)申請書(請求書)(様式第2号。以下「申請書」という。)による申請により行う。また、こども加算のうち申請を要する世帯については、千葉県価格高騰重点支援給付金(令和6年度こども加算)申請書(請求書)(様式第3号。以下「申請書(こども加算)」という。)による申請により行う。

2 確認書の提出又は申請書及び申請書(こども加算)による申請は郵送(確認書の提出にあつては電子申請を含む。以下同じ。)により行い、これらに基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる支給方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 申請者が確認書、申請書又は申請書(こども加算)(以下、「確認書等」という。)を郵送により本市に提出し、本市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 申請者が確認書等を郵送により本市に提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する

(3) 現金書留方式 申請者が確認書等を郵送により本市に提出し、本市が現金書留等を送付することにより支給する方式

3 申請者は、確認書に支給口座の記載があり、その支給口座の変更を希望しない場合を除き、公的身分証明書の写し及び口座確認書類の提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(支給の申込み)

第6条の2 千葉市は、前条の規定に関わらず、第3条第2項に規定する要件を満たしており、基準日における世帯主が公金受取口座を登録していることにより金融機関の口座を確認できた場合、重点支援給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 千葉市は、前項による支給対象者に対して、千葉市価格高騰重点支援給付金（令和6年度非課税化等）支給決定通知書（様式第4号。以下「支給決定通知書」という。以下同じ。）を送付することにより支給の申込みを行う。

3 第1項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、様式第5号の届出書による受給の辞退又は様式第6号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

4 市長が前項の規定により受給の辞退又は口座変更の申出を受けた後、届出書の不備が判明し、本市が確認等に努めたにもかかわらず届出書の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年9月30日までに支給を決定できない場合は、当該申出は取下げられたものとみなす。

5 市長は、本市が別途定める日までに第3項の申出がないときは、審査の後速やかに支給の可否を決定し、支給対象者に対し、重点支援給付金を支給する。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出、申請書及び申請書（こども加算）による申請、支給の申込みにおける口座変更の申し出及び支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（1）基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（2）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（3）親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が重点支援給付金の確認書等の提出をするときは、併せて委任状（様式第1号、第2号及び第3号様式に記載されている委任状欄を含む。）を提出する。また、この場合、本市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を本人及び代理人に求めること等により、本人及び代理人がそれぞれ本人であるこ

とを確認する。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号の者にあつては、法定代理人であることを証する書類により、同項第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、第1項各号に掲げる者であることを確認するものとする。

(提出期限)

第8条 重点支援給付金の申請受付開始日は、令和6年7月5日とする。

- 2 確認書等の提出期限は、原則令和6年9月30日とする。ただし、こども加算のうち令和6年6月4日以降に出生した児童についての申請に限っては、令和6年10月31日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項に規定する確認書等を受理したとき及び第6条の2第3項に規定する受給辞退の届出が期日までに確認できなかったときは、支給の可否を審査の上、重点支援給付金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定し、重点支援給付金の支給を完了したときは、千葉県価格高騰重点支援給付金支給完了通知書（様式第7号もしくは様式第7号の2）により、申請者に通知するものとする。ただし、第6条の2に規定する支給の申込みにより支給を決定したときに限り、第6条の2第2項に規定する支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査において、疑義が生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により、重点支援給付金の不支給を決定したときは、千葉県価格高騰重点支援給付金不支給決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者が

ら第8条第2項に規定する確認書等の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が確認書等を受理した後、確認書等の不備が判明し、本市が確認等に努めたにもかかわらず届出書及び確認書等の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年11月29日までに支給の可否を決定できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、口座変更の届出書及び確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず口座変更の届出書及び確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った重点支援給付金の返還を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により、重点支援給付金の返還を求めるときは、千葉県価格高騰重点支援給付金返還請求書(様式第9号)により行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供さないこととする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、重点支援給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。